

飯山市議会意見交換会実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯山市議会が開催する意見交換会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見交換会の案件)

第2条 意見交換会において市民と意見を交換する案件（以下「意見交換会案件」という。）は、市政及び市議会に関する事、その他必要と認める事項とする。

(意見交換会の開催)

第3条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、議会運営委員会に諮り、適当と認めるときは、意見交換会を開催するものとする。

- (1) 常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会から意見交換会の開催の要請があったとき。
- (2) 次条第2項の規定による申込みがあったとき。
- (3) その他議長が必要があると認めるとき。

(市民からの開催の申込等)

第4条 意見交換会の開催を申し込むことができるものは、地区区長会、区、及び市内に所在する団体（10人以上で構成される団体に限る。）とする。ただし、次に掲げる団体を除く。

- (1) 宗教団体
- (2) その他議長が適当でないと認める団体

2 意見交換会の開催を申し込もうとする団体等（以下「申込団体」という。）は、意見交換会開催申込書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて議長に提出しなければならない。

- (1) 出席者名簿
- (2) その他議長が必要と認める書類

3 議長は、前項の申込みがあったときは、前条の規定によりその内容を審査し、意見交換会の開催を決定したときは、意見交換会開催通知書（様式第2号）により申込団体に通知するものとする。

(出席議員)

第5条 意見交換会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 意見交換会案件に係る常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員
- (2) 議長が議会運営委員会に諮り指定する議員

(報告書の提出及び公表)

第6条 意見交換会において記録者の役割を分担した出席議員は、意見交換会の要点を記録した報告書を作成し、意見交換会終了後、速やかに議長に提出しなければならない。

2 議長は、前項の報告書の提出があったときは、飯山市議会だより及び議会ホームページに掲載し、公表するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関し必要な事項は、議会運営委員会で定める。

附則

令和2年11月20日から施行する（令和2年11月20日全協協議）。

飯山市議会議長 様

団体の名称

代表者 住所

氏名

㊟

電話番号

意見交換会開催申込書

意見交換会の開催について、飯山市議会意見交換会実施要綱第4条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

意見交換会案件	案件の名称	
	(意見交換をしたい具体的な内容があれば記載してください。)	
希 望 日 時	第1希望	
	第2希望	
	第3希望	
参加予定 人 数		
会 場	※市役所以外の場所を希望する場合は記入してください。	
備 考		

添付資料

- (1) 出席者名簿
- (2) その他

様式第第2号（第4条関係）

年 月 日

団体の名称

代表者

様

飯山市議会議長

印

意見交換会開催通知書

年 月 日付で申込みのありました意見交換会の開催については、次のとおり決定しましたので、飯山市議会意見交換会実施要綱第4条第3項の規定により通知します。

意見交換会案件	
開催日時	
会場	
議会の出席予定者	
備考	